

諮問日：平成２９年１月１９日（平成２８年度（情）諮問第１７号）

答申日：平成２９年３月１７日（平成２８年度（情）答申第２２号）

件 名：破産管財人の報酬決定に関する大阪高等裁判所裁判官の申し合わせ事項に係る文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第１ 委員会の結論

「どのような場合であれば、破産管財人が破産法人の法人税及び消費税の確定申告をしていないにもかかわらず、破産管財人の報酬決定に対する抗告事件において、破産管財人が税務申告を怠るなどの事情があるとは認められないと判断することになっているかが分かる大阪高裁裁判官の申し合わせ事項（平成２７年７月７日当時のもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官（以下「原判断庁」という。）が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第２ 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成２８年１２月１５日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第１１の４に定める諮問がされたものである。

### 第３ 苦情申出人の主張の要旨

大阪高等裁判所平成２７年７月７日決定は、破産会社所有の建物を売却して建物部分の消費税を買主から受領していた破産管財人が、清算事業年度等の法人税及び消費税の確定申告をしていなかったことが明らかな事案において、「破産管財人について、（中略）税務申告を怠るなどの事情があるとは認められない」と判示した。このような虚偽の事実認定を意図的に行ったばかりか、

「第3 当裁判所の判断」を見出し込みで15行しか書かずに棄却したことの背景には、その根拠となる大阪高等裁判所裁判官の申合せが存在していたといえる。

また、上記のような判示をしたことについて国家賠償法上の違法性があるという主張に対し、国は、「独自の見解に基づき、自己の主張が受け入れられなかったことに対する不満を述べ、あるいは裁判手続について非難しているにすぎず」などと主張した。このような国の主張の背景には、その根拠となる大阪高等裁判所裁判官の申合せが存在していたといえる。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

##### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は相当である。

##### 2 理由

苦情申出人は、本件開示申出文書が存在するはずであると主張し、その根拠として、特定の民事事件における判決・決定内容等複数の文書における記載内容からその存在が推認されたとする。

しかし、大阪高等裁判所の説明によると、抗告事件における裁判体の判断については、事件記録から判断すべきことであって、大阪高等裁判所ではそもそも裁判官の申合せを行っておらず、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとのことである。また、本件苦情申出を受けて、民事部及び事務局において再度探索を行ったが、該当する文書は存在しなかったとのことである。

ところで、抗告事件における判断は裁判体が事件記録に基づいて行うべきものであり、苦情申出人が主張するような申合せの内容に照らすと、そのような申合せが存在するとは考えられないから、司法行政事務を処理する目的の有無にかかわらず、大阪高等裁判所において本件開示申出文書を作成し、又は取得

していないことは、合理的である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年1月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年2月20日 審議
- ⑤ 同年3月13日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、苦情申出人から、大阪高等裁判所に対し、どのような場合であれば、破産管財人が破産法人の法人税及び消費税の確定申告をしていないにもかかわらず、破産管財人の報酬決定に対する抗告事件において、破産管財人が税務申告を怠るなどの事情があるとは認められないと判断することになっているかが分かる大阪高等裁判所裁判官の申合せ事項の開示を申し出るものである。

これに対し、原判断庁は、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないとして不開示の判断をしたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書は存在するとして苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を相当としている。

- 2 本件開示申出の内容によれば、苦情申出人は、裁判官が破産管財人の報酬決定に対する抗告事件について判断する際、破産管財人が破産法人の法人税等の確定申告をしていないのにそのような事情があるとは認められないと判断するとする裁判官による申合せが存在することを前提に、当該申合せを記載した文書の開示を求めていると解される。しかしながら、抗告事件の判断は、裁判体が事件記録に基づいて行うべきものであって、事件の個別具体性を捨象してそのような事実認定をすることとする旨の申合せが存在するとはおよそ考えられ

ず，苦情申出人の主張をもってしても，そのような申合せが存在することを推認することはできない。そうすると，本件開示申出文書が大阪高等裁判所に存在しないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的である。

- 3 以上のとおりであるから，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした原判断については，大阪高等裁判所においてこれを保有していないと認められるので，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                      高      橋                      滋

委                      員                      久      保                      潔

委                      員                      門      口      正      人